

テーマ マイナンバー制度が税務に与える影響について

平成 27 年 10 月 5 日 簡易書留によるマイナンバー（個人番号）の通知が始まりました。

半年ほど前からマイナンバー関連のセミナーや、顧問先の社員様向けに説明会を行なってきましたが、未だ時期が早かったせいか、何となく理解できたが実感がわいてこないという顔をされた方が多いようにお見受けしました。

今回はマイナンバー制度が税務に与える影響として「税務調査の効率化」と「課税の公平化」を中心に述べさせていただきます。税理士という職業柄かもしれませんが、実はこの 2 点がマイナンバー制度導入の最大の目的ではないかと思えます。

そもそもサラリーマンの方は「源泉徴収」により毎月の給料から税金が天引きされており、税務当局は現状でも所得を正確に把握することが可能であるため、マイナンバー制度が導入されても各種の申請手続きが楽になる程度で、税金の面では、それほど影響はないと思われま

す。影響をうけるのは「今まで収入があったのに税務申告をしていない」「会社に内緒で副業している」そして相続税の基礎控除額を超える財産を所有する「富裕層」の方々ではないでしょうか？

2018 年から任意とはいえ預金口座との連結がはじまり、2021 年には義務化されると言われています。現状でも税務当局は金融機関に対して納税者の預金口座の調査を行うことが出来ますが、人手と時間を要するため効率が悪く、特に遠隔地での預金口座を把握することは困難であるといえます。

マイナンバーと預金口座番号が結びつくことによって税務調査の効率化が図られることは明確であり、事前調査の段階では納税者本人だけではなく配偶者、子、親の口座まで調べてきます。調査官が質問してくる際は「既に知っている」ことを聞いてくる場合があります。有能な調査官ほど十分な「下調べ」をしてから実地調査に来ているのです。

回答する際は「分からないこと」は素直に分からないと回答したほうが良いでしょう。変に取り繕って事実と違う説明をした場合は、(そんなつもりはなくても) 悪意があったと受け取られ、重加算税の対象になる可能性が高くなります。

税務調査の担当者は現金取引を、あまり信用しません。複写になっていない領収書、印鑑が押されていない請求書、納税者の自作（白紙の領収書に金額をこちらで記入したようなもの）書類であれば尚更です。銀行取引の場合は通帳を見せることにより振込の事実を証明する等の対応ができますが、現金取引は客観的に証明することが難しい場合も多々あ

るのです。

私は税務調査の際は、可能な限り御客様が有利になるように税務当局と折衝しますが、その時に基本軸となる【大前提】があります。それは、「支払う側が所得の計算上、支払った対価を必要経費とするのであれば、対価を受取る側が所得として税務申告するのは当然のこと」なのです。この【大前提】がブレないことによって初めて「受け取った側が税務申告しているか否かは分かりませんので、どうぞ税務署で調べて下さい。ただし支払ったのは間違いないので、こちらは必要経費として認めて下さい」という主張が出来るのです。

また、マイナンバー制度の目的が「富裕層への課税強化」という意見がありますが、具体的には「分離課税制度の見直し」「金融資産（ストック）に対する課税」と予想されます。関連するものとして、「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」により、平成26年から5千万円超の国外財産を所有する居住者の方は「国外財産調書」を提出しなければなりません。平成28年からは所得が2千万円を超える方で、かつ3億円以上の財産又は1億円以上の有価証券等を所有する方は、従来の「財産債務の明細書」に代えて「財産債務調書」を提出する必要があるということが決定しています。平成27年7月からは「国外転出時課税制度」により、国外転出する際に1億円以上の有価証券を所有している方は、国外転出の時点の価額で譲渡があったものとみなされ、含み益に対して所得税の課税が行われることになっています。

このように本格的にマイナンバーと預金口座の連結が始まる前から、富裕層の方々の所有する資産を把握する準備は進められており、今後の動向には要注意です。

最後に、マイナンバー制度が単なる税金収入を増加させる為だけに機能するシステムではなく、本来の目的である課税の公平化を図り、税金を納めるべき人が正しく納税（ただし、余分な税金を払う必要はありません）することによって可能となる、本当に社会保障が必要な方に積極的に手を差し伸べることができる社会の実現を目指して、我々税理士は納税者の方々に、マイナンバー制度について少しでも理解していただけるように努力しなければならないと痛感しています。

安田信治税理士事務所 税理士 安田信治